一～七　（略）

2　（略）

（裁定の請求）

第三十一条　（略）

2～6　（略）

7　法第三十条の四の規定による障害基礎年金に係る第一項の請求が、一月から九月までの間に支給が開始されるべきものであるときは、第三項各号中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

8・9　（略）

（保険料全額免除の申請）

第七十七条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が五十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　申請者等が法第九十条第一項第四号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

3　法第九十条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当する者が、第一項に規定する申請書（同項第二号に掲げる期間に保険料全額免除の申請日が含まれる場合に限る。）の提出の際に法第九十条第一項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、その申請について第一項に規定する申請書の提出及び前項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額について確認できないときは、この限りでない。

4　（略）

則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～七　（略）

2　（略）

（裁定の請求）

第三十一条　（略）

2～6　（略）

7　法第三十条の四の規定による障害基礎年金に係る第一項の請求が、一月から七月までの間に支給が開始されるべきものであるときは、第三項各号中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

8・9　（略）

（保険料全額免除の申請）

第七十七条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が五十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　申請者等が法第九十条第一項第五号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

3　法第九十条第一項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者が、第一項に規定する申請書（同項第二号に掲げる期間に保険料全額免除の申請日が含まれる場合に限る。）の提出の際に法第九十条第一項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、その申請について第一項に規定する申請書の提出及び前項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額について確認できないときは、この限りでない。

4　（略）

（法第百九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める者）

第七十七条の二の二　法第百九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第九十条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを厚生労働大臣が確認した者（世帯主（当該者の属する世帯の世帯主をいい、当該者が世帯主である場合を除く。）又は配偶者があるときは、当該世帯主又は当該配偶者が同項第一号又は第三号のいずれかに該当することを厚生労働大臣が確認した者に限る。）とする。

（学生等の保険料納付の特例に係る申請）

第七十七条の四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項第二号に規定する期間において令第六条の六第九号に規定する各種学校に在学する生徒である被保険者にあつては、修業年限が一年以上の課程であることを明らかにすることができる書類

四・五　（略）

3　（略）

（平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請）

第七十七条の五　（略）

2　（略）

3　継続猶予関係規定（平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号若しくは第二号（法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。）若しくは平成十六年改正法附則第十九条第二項第一号若しくは第二号（法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。）又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号若しくは第二号（法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。）の規定をいう。第二号において同じ。）のいずれか

（法第百九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める者）

第七十七条の二の二　法第百九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第九十条第一項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当することを厚生労働大臣が確認した者（世帯主（当該者の属する世帯の世帯主をいい、当該者が世帯主である場合を除く。）又は配偶者があるときは、当該世帯主又は当該配偶者が同項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当することを厚生労働大臣が確認した者に限る。）とする。

（学生等の保険料納付の特例に係る申請）

第七十七条の四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項第二号に規定する期間において第七十七条の六第一号に規定する各種学校の生徒である被保険者にあつては、修業年限が一年以上の課程であることを明らかにすることができる書類

四・五　（略）

3　（略）

（平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請）

第七十七条の五　（略）

2　（略）

3　継続猶予関係規定（平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号若しくは第二号（法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。）若しくは平成十六年改正法附則第十九条第二項第一号若しくは第二号（法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。）又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号若しくは第二号（法第九十条第一項第二号に係る部分を除く。）の規定をいう。第二号において同じ。）のいずれか